

【是正指導に係る関係法令】

公の性質

- 「法律に定める学校は、公の性質を有するものであって・・・」 (教育基本法第6条)

全体の奉仕者

- 「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」
(日本国憲法第15条第2項)
- 「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」 (地方公務員法第30条)
- 「この法律は、教育を通じて国民全体に奉仕する教育公務員の職務とその責任の特殊性に基づき、・・・」 (教育公務員特例法第1条)

教育の中立性

- 「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」 (教育基本法第14条第2項)
- 「・・・義務教育諸学校における教育を党派的勢力の不当な影響又は支配から守り・・・」
(義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法第1条) (以下 中立確保法)
- 「・・・特定の政党その他の政治的団体の政治的勢力の伸長又は減退に資する目的をもつて、学校教育法に規定する学校の職員を主たる構成員とする団体の組織又は活動を利用し、義務教育諸学校に勤務する教育職員に対し、これらの者が、義務教育諸学校の児童又は生徒に対して、特定の政党等を支持させ、又はこれに反対させる教育を行うことを教唆し、又はせん動してはならない。」 (中立確保法第3条)

不当な支配

- 「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。」 (教育基本法第16条第1項)

公務員の選定及び罷免

- 「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」
(日本国憲法第15条第1項)